介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)】

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されて おり、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
 - →都道府県が提出された計画内容を判断

対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
- <記載内容>
- ▶達成すべき目標 ▶導入すべき機種 ▶期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、 介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- i 補助額
- 1機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- ii 一回当たりの限度台数
- ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
- ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- iii 介護ロボット導入計画との関係
 - 一計画につき、一回の補助とする。

